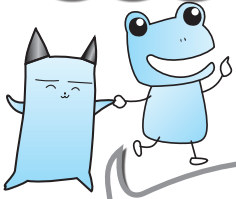


今年もよろしくお祈いします！  
社会福祉協議会

# 会員募集



社協会員からはじまる、あなたの地域福祉活動!!

昨年度は  
個人会費5,769口・団体会費96口・  
賛助会費102口、合計4,078,500円が  
市内で行われている  
地域福祉活動に使われました。  
ありがとうございました！

社会福祉協議会（社協）<sup>しゃきょう</sup>では、住民会員制度をとって  
おり、多くの市民の皆さまや関係団体・機関と協働しな  
がら、身近な地域で共に支え合う地域福祉を基本に  
“**ふだんの暮らしの幸せ**”を目指しています。  
地域の皆さまから寄せられる社協会費やご意見等は、  
福祉課題の把握とその解決を図るための住民福祉活動な  
どの貴重な社会資源となっています。

## ＝ 7月は会員加入促進月間です ＝

会員の加入方法は、自治会を通してお願いする方法があります。自治会から推薦された福祉委員を中心として、自治会長や班長の方々のご協力により各世帯にお願いしています。また、自治会の組織がない地域や自治会に加入していない方は、社会福祉協議会（市庁舎6階）で加入（更新）手続きを承ります。

個人会員	年額一口	500円	個人入会者や世帯など
団体会員	年額一口	1,000円	社会福祉団体、ボランティア、市民活動団体など
賛助会員	年額一口	10,000円	法人、事業所、篤志家など



社協会員  
会費

Q & A



今年も皆さまのご加入を心からお待ち申し上げます。  
「福祉のまちづくり」のため、社協の事業にご理解、ご協力をお願いします。

**Q** 会員会費の使いみちは？

**A** 社協の活動財源は、市からの補助金や委託費などです。しかし、社協が支援している住民主体の地域福祉活動を行うための大切な財源は、赤い羽根共同募金の配分金や寄附金、そして社協会員会費となっています。社協会員会費は、地域福祉活動を推進している関係団体やボランティア、市民活動団体等の支援につながっています。

**Q** 会員になるとなにか義務が発生するの？

**A** 会員になったことで何かしなくてはならないということはありません。市民の皆さまに会員となっていていただくことで、地域福祉活動に間接的に協力・参加していただくこととなり、鶴ヶ島市の地域福祉を支える大きな力となります。

**Q** 会員になるにはどうすればいいの？

**A** 会員申込書のご記入をお願いします。申込書は、自治会を通じて加入の呼びかけのご協力をお願いしています。また、社協窓口でも加入できます。来所が困難な場合は、ご連絡ください。  
※住所、氏名のご記入がないと会員としての登録はできませんので、ご了承ください。